

蒲郡市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧（以下「閲覧」という。）に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(国又は地方公共団体の機関による閲覧の請求)

第2条 市長は、法第11条第1項の規定による請求（以下「閲覧請求」という。）については、次の各号に掲げる閲覧請求の区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずる公文書を提出させるものとする。

- (1) 次号に掲げる閲覧請求以外の閲覧請求（第1号様式）
- (2) 犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である閲覧請求（第2号様式）

2 市長は、前項に規定する公文書（以下「閲覧請求書」という。）に必要事項の記載がないなどの形式上の不備があると認めるときは、速やかに、閲覧請求をした者（以下「閲覧請求者」という。）に対し、その補正を求めるものとする。

3 市長は、閲覧請求書に記載されている事項に疑わしい点があると認めるときは、閲覧請求者に対して、電話等により、当該事項について確認するものとする。

4 市長は、前項の規定による確認を行ったときは、その確認内容を閲覧請求書の余白に記載するものとする。

(法第11条の2第1項第3号の市町村長が定めるもの)

第3条 法第11条の2第1項第3号の市長が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 訴訟を提起する際の相手方の居住関係の確認
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情による居住関係の確認（閲覧以外に手段がないと市長が認める場合に限る。）

(個人又は法人による閲覧の申出)

第4条 市長は、法第11条の2第1項の申出（以下「閲覧申出」という。）については、書面（第3号様式）を提出させるものとする。

2 前項に規定する書面（以下「閲覧申出書」という。）は、閲覧をしようとする日の属する月の前月の応答日から閲覧しようとする日の7日前までに提出させるも

のとする。ただし、市長が緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

3 閲覧申出書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 誓約書（第4号様式）

(2) プライバシーマークが付与されていることを証する書類の写しその他の個人情報保護に係る閲覧申出者の取組みが確認できる書類

(3) 閲覧申出者が法人の場合にあっては、登記事項証明書若しくはその写し（発行日が6月以内のものに限る）又は法人の概要が確認できる書類

(4) 法第11条の2第1項第1号に掲げる活動に係る閲覧申出の場合にあっては、調査研究に係る調査票その他の調査研究内容が確認できる書類

(5) 大学又はそれに属する者が行う、法第11条の2第1項第1号に掲げる活動に係る閲覧申出の場合にあっては、大学の委員会又は学部長による証明書

(6) 委託を受けて閲覧申出を行う場合にあっては、委託契約書の写しその他の委託関係が確認できる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、前条第1項第1号に掲げる活動に係る閲覧申出については、弁護士の身分証明書若しくは記章又は裁判所に提出を予定している、被告人の住所又は氏名以外の全ての事項が記載されている訴状等の提示を求めるものとする。

5 市長は、前項の規定による提示を受けたときは、その旨を閲覧申出書の余白に記載するものとする。

6 市長は、閲覧申出書に必要事項の記載がないなどの形式上の不備があると認めるときは、速やかに、閲覧申出者に対し、その補正を求めるものとする。

（閲覧の申出に対する措置）

第5条 市長は、閲覧申出に係る閲覧をさせるときは、その旨の決定をし、速やかに、閲覧申出者に対し、その旨及び閲覧をさせる日を書面（第5号様式）により通知するものとする。

2 市長は、閲覧申出に係る閲覧をさせないときは、その旨の決定をし、速やかに、閲覧申出者に対し、その旨を書面（第5号様式）により通知するものとする。

（閲覧事項取扱者の申出等）

第6条 市長は、法第11条の2第3項の規定による申出（以下「閲覧事項取扱者申出」という。）については、閲覧申出書中に記載させるものとする。

2 市長は、閲覧事項取扱者申出を承認の可否について決定をし、速やかに、閲覧申出者に対し、その旨を前条第1項の通知とあわせて通知するものとする。

(国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書の提示等)

第7条 市長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号。以下「省令」という。)第1条第3項の規定に基づき、閲覧をする者(以下「閲覧者」という。)から提示された国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書に、本人の顔写真が貼付されていないときは、別表第1に掲げる書類を併せて提示させるものとする。

2 市長は、閲覧のために窓口に来た者が、閲覧請求書に記載された閲覧者であるか疑わしい点があると認めるときは、閲覧請求者に対して、電話等により、当該者について確認するものとする。

(閲覧者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類等)

第8条 省令第2条第3項第1号に規定する市町村長が適当と認める書類は、別表第1に掲げる書類とする。

2 省令第2条第3項第2号の規定による閲覧者に対する文書照会は、書面(第6号様式)により行うものとする。

3 省令第2条第3項第2号に規定する市町村長が適当と認める書類は、別表第2に掲げる書類とする。

(閲覧用リストの作成等)

第9条 市長は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第14条の規定により、次に掲げる事項について、住所順に記載したリストを作成するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所

2 前項に規定するリスト(以下「閲覧用リスト」という。)は、電子計算機により表示させる方法で調製することができる。

3 閲覧用リストは、毎年3月、6月、9月及び12月の1日現在により、改製するものとする。

4 市長は、閲覧請求及び支援対象者(住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自

治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)第6-10に規定する支援対象者をいう。以下同じ。)に係る閲覧を求める特別の閲覧申出の場合を除き、支援対象者に係る部分を除いた閲覧用リストを閲覧に供するものとする。

(閲覧の方法等)

第10条 市長は、蒲郡市休日を定める条例(平成3年蒲郡市条例第4号)に規定される休日を除く、毎週火曜日及び木曜日の正午から午後1時までを除いた午前9時から午後4時までの間に閲覧をさせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由の各号の一に該当するときは、閲覧させないことができる。

- (1) 職務に支障があると認められるとき。
- (2) 天災等により閲覧リストを閲覧に供することができないとき。
- (3) 多数の者が一時に閲覧を請求又は申出し、その使用が競合したとき。
- (4) その他市長が認めるとき。

3 市長は、閲覧者に次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 閲覧用リストに記載された事項の取得は筆写によることとする。
- (2) 市職員の事務執行の妨げになる行為をしないこと。
- (3) 市職員の指示に従うこと。

4 市長は、閲覧者が前項各号に掲げる事項を遵守しない場合において、引き続き閲覧させることが適当でないと認めるときは、閲覧を中止させるものとする。

(閲覧転記用紙の確認)

第11条 市長は、閲覧者が閲覧を終了したときは、当該閲覧に係る閲覧転記用紙に記載された事項が、閲覧請求又は閲覧申出の際に明らかにされた請求事由又は閲覧により知り得た事項の利用の目的に合致するものかどうかを確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認を行った後、当該閲覧転記用紙を閲覧者に交付し、その写しを保管するものとする。

(勧告)

第12条 法第11条の2第8項の規定による勧告は、書面(第7号様式)により行うものとする。

2 法第11条の2第9項の規定による命令は、書面(第8号様式)により行うも

のとする。

3 法第11条の2第10項の規定による命令は、書面（第9号様式）により行うものとする。

（報告徴収の方法）

第13条 法第11条の2第11項の規定による報告徴収は、書面（第10号様式）により行うものとする。

（閲覧の状況の公表）

第14条 市長は、法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、前年度の閲覧の状況を毎年1回6月末日までに公表するものとする。

2 前項に規定する公表は、次に掲げる事項を蒲郡市公式サイトへの掲載その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 当該請求をした国等の名称又は申出者の氏名（申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名）

(2) 請求事由又は利用の目的の概要

(3) 閲覧の年月日

(4) 閲覧に係る住民の範囲

（雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか、閲覧の事務処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号整備法」という。）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（番号整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の4第3項の規定により交付された住民基本台帳カードをいう。）の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月5日から施行する。ただし、改正後の蒲郡市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領の規定による第3号様式は、令和7年12月29日から施行する。

別表第1（第7条、第8条関係）

個人番号カード

旅券

運転免許証

船員手帳

海技免状

小型船舶操縦免許証

猟銃・空気銃所持許可証

身体障害者手帳

戦傷病者手帳

宅地建物取引主任者証

電気工事士免状

無線従事者免許証

認定電気工事従事者認定証

特殊電気工事資格者認定証

耐空検査員の証

航空従事者技能証明書

運航管理者技能検定合格証明書

動力車操縦者免許証

教習資格認定証（猟銃の射撃教習を受ける資格の認定証で都道府県公安委員会発行のもの）

検定合格証（警備員に関する検定の合格証で都道府県公安委員会発行のもの）

官公署（独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書

別表第2（第8条関係）

介護保険被保険者証

共済組合員証

年金手帳

別表第1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等

その他通常本人しか持ち得ない市長が適当と認める書類